

納付は口座振替が便利です

納付方法を口座振替にすれば「忙しくて」「ついうっかり」など、納め忘れがなくなります。また、一度手続きをすると翌年度以降も自動的に引き落としされ、たいへん便利です。

(手続きに必要なもの)

・納税通知書 ・預貯金通帳 ・印鑑 (通帳届出印)

※申込書は町内金融機関及び町役場にあります。

(口座振替取扱金融機関)

埼玉りそな銀行、りそな銀行、飯能信用金庫、埼玉縣信用金庫、いるま野農業協同組合、中央労働金庫、ゆうちょ銀行

新しい国民健康保険資格確認書類を送付します

令和6年12月2日よりマイナ保険証を基本とする仕組みに移行したことによりマイナ保険証をお持ちの方には資格情報のお知らせを、マイナ保険証をお持ちではない方には資格確認書 (以下、資格確認書類) を交付することとなりました。

現在お持ちの国民健康保険資格確認書類の有効期限は、令和8年7月31日です。

7月中に、新しい資格確認書類を世帯主の方へ郵送します。記載事項をご確認のうえ、8月1日からお使いください。

※69歳の方は、70歳の誕生日の翌月から (誕生日が1日の人はその月から) 自己負担割合が変わります。該当される方へは、改めて郵送いたします。

※有効期限が切れた資格確認書類は町民課窓口にお持ちいただくか、細かく裁断して破棄してください。

70歳以上75歳未満の方の自己負担割合について

70歳以上75歳未満の方は、自己負担割合が変わります。資格確認書類には、前年の世帯所得状況に応じた自己負担割合 (2割または3割) が記載されています。

なお、令和8年8月1日から令和9年7月31日までの間に75歳になる方は、誕生日から後期高齢者医療制度に加入するため資格確認書類が変わります。該当される方へは、改めて郵送いたします。

下表に該当する方は手続きが必要ですので、町民課窓口までお越しください。

手続きが必要な方	必要なもの
国民健康保険に加入のまま別の保険 (社会保険等) に加入された方	① 国民健康保険資格確認書類 ② 会社等から発行された資格確認書類 ③ 本人 (届出者) の確認ができるもの ④ 個人番号 (マイナンバー) の確認ができるもの
会社などを辞め、他の健康保険にも越生町国民健康保険にも加入されていない方	① 会社などを辞めた日がわかる証明書 (退職証明書、離職票など) ② 本人 (届出者) の確認ができるもの ③ 個人番号 (マイナンバー) の確認ができるもの
郵送により資格確認書類を受け取れなかった方	① 本人 (届出者) の確認ができるもの ② 現在、お持ちの資格確認書類

☎町民課 国保年金担当 ☎内線 121・122・123

越生町国民健康保険加入者の皆さまへ

令和8年度国民健康保険税納税通知書を発送します

越生町国民健康保険加入者がいる世帯の世帯主の方へ、国民健康保険税納税通知書を発送します (7月中旬発送予定)。

令和8年度の税率は次のとおりです

	所得割	均等割	課税限度額
医療給付費分	所得の7.4%	30,800円	67万円
後期高齢者支援金分	所得の2.0%	11,100円	26万円
介護納付金分 40～65歳未満の方のみ	所得の1.9%	14,800円	17万円
子ども・子育て支援 納付金分	所得の0.29%	1,814円	3万円
		18歳以上均等割 (※)	
		82円	

※18歳以上の被保険者は均等割 (1,814円) に加えて、18歳以上均等割 (82円) が課せられます。

○所得割は、「(加入者の前年の合計所得金額－基礎控除43万円) ×税率」により算出します。

(基礎控除額は、前年の合計所得金額が2,400万円を超える場合変わります)

○均等割は、加入者数に応じて算出します。

○上記、各項目の合計が税額です (上限113万円)。

子ども・子育て支援金制度について

子育て世代を全世代・全経済主体が支える新しい仕組みとして、令和8年度から「子ども・子育て支援金制度」が開始されます。子ども・子育て支援金は、みなさんが加入する医療保険 (国民健康保険、後期高齢者医療、健康保険など) の保険税・保険料とあわせて負担していただくことになります。この支援金は、児童手当の拡充や妊婦のための支援給付など子育て支援の拡充のために使用されます。

こちらもあわせてご覧ください。
(子ども・子育て支援金について)



※子ども・子育て支援納付金分について、世帯内の18歳未満の被保険者にかかる均等割が10割軽減されます (申請不要です。18歳未満の被保険者とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前の子どもをいいます)。また、その軽減分を18歳以上の被保険者で按分することとなっています。

保険税軽減について

・65歳未満で、会社の倒産や解雇、雇い止めなどになった人 (非自発的失業者) は、申請により保険税が軽減されます。

・その他、義務教育就学前の被保険者、産前産後の被保険者への軽減、後期高齢者医療制度移行に伴う軽減、所得の少ない世帯の均等割軽減などがあります。